

広告美術仕上げ技能検定試験の
試験科目及びその範囲並びにその細目

令和2年2月

厚生労働省人材開発統括官

1. 1級広告美術仕上げ技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・ 1ページ
制定 昭和44年度 改正 平成15年度
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）

2. 2級広告美術仕上げ技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・ 8ページ
同 上

3. 3級広告美術仕上げ技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目・・・・・・・・・・ 14ページ
制定 平成11年度 改正 平成15年度
改正 令和2年2月（日本産業規格への変更に伴う改正）

1 1級広告美術仕上げ技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

広告美術仕上げの職種における上級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表1の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表1の右欄のとおりである。

表1

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 施工法一般</p> <p> 広告物の種類及び構造</p> <p> 広告物の製作方法</p> <p> 広告物の製作図の作成方法</p> <p> 広告物の取付け方法</p> <p> 広告物の安全に関する力学の基礎</p>	<p> 広告物の種類及び構造について一般的な知識を有すること。</p> <p> 広告物の製作方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 広告構造物の製作方法 (2) 広告物板面の製作方法</p> <p> (3) 広告物の素地の製作に使用する機械及び工具の種類、用途及び使用方法</p> <p> 広告物の製作図に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 広告物の設計図の読み方</p> <p> (2) 広告物の見取図及び製作図の作成方法</p> <p> 広告物の取付け方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 広告物の種類別取付け方法</p> <p> (2) 工作物の基礎の構造及び形態</p> <p> (3) 建造物の構造及び形態</p> <p> (4) 広告物の取付けに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p> (5) 仮設設備の種類、用途及び使用方法</p> <p> 次に掲げる広告物の安全に関する力学の基礎について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 力の三要素 (2) モーメント</p> <p> (3) 力の合成、分解及びつり合い (4) 外力及び内力</p> <p> (5) 荷 重 (6) 支点及び反力 (7) 応 力</p> <p> (8) 許容応力及び安全率 (9) 重力及び重心</p> <p> (10) 断面係数 (11) 座 屈</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 材 料</p> <p>広告板の仕上げに使用する材料の種類、性質及び用途</p> <p>3 デザイン</p> <p>コミュニケーションとデザイン</p> <p>デザインの基礎</p> <p>色 彩</p>	<p>1 次に掲げる広告板の製作に使用する原材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 鉄鋼材 (2) 非鉄金属材 (3) 合 板 (4) 木 材 (5) 布 帛 (6) 紙及びクロス (7) ガラス (8) 照明器材 (9) 発泡樹脂板 (10) 接合材</p> <p>2 次に掲げる広告板の仕上げに使用する材料の種類、性質及び用途について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 油性塗料 (2) 水性塗料 (3) 合成樹脂塗料 (4) 特殊塗料 (5) 溶 剤 (6) 合成樹脂板 (7) 粘着シート (8) 転着用シート (9) 接着剤 (10) 着色剤 (11) 乾燥剤 (12) 研磨材</p> <p>コミュニケーションとデザインに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 生産、情報、環境 (2) コミュニケーション</p> <p>次に掲げるデザインの基礎について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 形態の要素及び知覚 イ 点 ロ 線 ハ 面 ニ 錯 視 ホ 地と図</p> <p>(2) 視覚の法則 イ 簡潔化 ロ 群 化</p> <p>(3) 構成の要素 イ プロポーション ロ シンメトリー ハ バランス ニ コントラスト</p> <p>(4) 図の構成 イ 静的及び動的構成 ロ 要素と構成</p> <p>(5) 立体の構成 イ 立体と平面 ロ 回転体</p> <p>色彩に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 色の基礎 イ 光と色 ロ 三原色</p> <p>(2) 色の表示法 イ 色の三属性 ロ 色立体 ハ カラーシステム ニ J I S (日本産業規格) と色彩</p> <p>(3) 色の機能</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>広告デザイン</p> <p>広告景観に関する基礎</p> <p>4 関係法規 屋外広告物法関係法令、建築基準法関係法令、道路交通法関係法令、消防法関係法令及び電気用品安全法関</p>	<p>イ 対 比 ロ 同 化</p> <p>(4) 色の効果 イ 色と感情 ロ 色と連想 ハ 色と象徴</p> <p>(5) 混 色 イ 加法混色 ロ 減法混色 ハ 中間混色 ニ 補 色</p> <p>(6) 配色と調和 イ 同系配色 ロ 類似配色 ハ 対照配色</p> <p>(7) 色の社会性 イ 安全色彩 ロ 都市と色彩</p> <p>広告デザインに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 文 字 イ 字体及び書体 ロ 書体と機能 ハ 写真植字及びコンピュータ文字</p> <p>(2) レタリングの技法</p> <p>(3) 標識及びシンボルマークの機能</p> <p>(4) ロゴタイプの機能及び方法</p> <p>(5) イラストレーションの機能及び方法</p> <p>(6) レイアウトの機能及び方法</p> <p>(7) 訴 求 イ 訴求力 ロ 訴求効果</p> <p>(8) コンピュータ関連用語</p> <p>次に掲げる広告景観に関する基礎について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 屋外広告と景観 イ 美観の保持 ロ 景観形成と広告物</p> <p>(2) 屋外広告のデザイン イ 広告物の大きさ及び色彩 ロ 広告物と文字 ハ 環境との調和</p> <p>(3) 屋外広告の機能 イ 媒体価値 ロ 屋外広告の効果</p> <p>屋外広告物法関係法令、建築基準法関係法令、道路交通法関係法令、消防法関係法令及び電気用品安全法関係法令のうち、屋外広告物取付け工事に関する部分について一般的な知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>係法令のうち、屋外広告物取付け工事に関する部分</p> <p>5 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>6 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>イ 広告板ペイント仕上げ法</p> <p>広告板のペイント仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p>広告板のペイント仕上げ方法</p>	<p>1 広告美術仕上げ作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 広告美術仕上げ作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他、広告美術仕上げ作業等に関する安全及び衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（広告美術仕上げに関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる広告板のペイント仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 筆 (2) は け (3) 割付け用具</p> <p>(4) 拡大器 (5) 塗装用機械</p> <p>広告板のペイント仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業原稿の作成 (2) 塗料の選定、調合及び調色</p> <p>(3) 広告物の素地調整</p> <p>(4) 次の塗装法の種類及び特徴</p> <p>イ はけ塗り ロ ローラー塗り ハ 吹付け塗り</p> <p>(5) 次の塗料別塗装の方法</p> <p>イ 油性ペイント塗装 ロ ラッカーエナメル塗装</p> <p>ハ 合成樹脂ペイント塗装</p> <p>ニ 合成樹脂エマルジョンペイント塗装</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>ペイント仕上げ以外の広告板の仕上げ方法</p> <p>ロ 広告板プラスチック仕上げ法</p> <p>広告板のプラスチック仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p>広告板のプラスチック仕上げ方法</p> <p>プラスチック仕上げ以外の広告板の仕上げ方法</p> <p>ハ 広告板粘着シート仕上げ法</p> <p>広告板の粘着シート仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p>広告板の粘着シート仕上げ方法</p>	<p>ペイント仕上げ以外の広告板の仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) プラスチック仕上げ法 (2) スクリーンプロセス仕上げ法 (3) 粘着シート仕上げ法 (4) 切抜き文字等の製作及び接着方法</p> <p>次に掲げる広告板のプラスチック仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 割付け用具 (2) 拡大器 (3) 切断器 (4) 加熱器具 (5) 接着用具 (6) 研磨機</p> <p>広告板のプラスチック仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業原稿の作成 (2) 切断 (3) 切抜き (4) 曲げ加工 (5) 熱加工 (6) バリ取り (7) 研磨 (8) 接着 (9) 組立て (10) エッチング</p> <p>プラスチック仕上げ以外の広告板の仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ペイント仕上げ法 (2) スクリーンプロセス仕上げ法 (3) 粘着シート仕上げ法 (4) プラスチック以外の切抜き文字等の製作及び接着方法</p> <p>次に掲げる広告板の粘着シート仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) ライトテーブル (2) カッティングナイフ (3) カッティングマシン (4) プリンター (5) 割付け用具 (6) 拡大器 (7) 粘着シート用圧着用具 (8) スクレーパー (9) 噴霧器</p> <p>広告板の粘着シート仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業原稿の作成 (2) カッティング (3) 文字及び図形の転着 (4) 地貼り (5) 立体面への貼り込み (6) シートのはがし方、撤去の方法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>粘着シート仕上げ以外の 広告板の仕上げ方法</p> <p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、 受検者が選択するいずれかの科 目</p> <p>1 広告面ペイント仕上げ作業</p> <p>広告面のデザイン構成 広告面のレイアウト レタリング 調 色 広告面のペイント仕上げ</p> <p>積算及び見積り</p> <p>2 広告面プラスチック仕上げ作 業</p> <p>広告面のデザイン構成 広告面のレイアウト レタリング 広告面のプラスチック仕上 げ</p> <p>積算及び見積り</p> <p>3 広告面粘着シート仕上げ作業</p> <p>広告面のデザイン構成 広告面のレイアウト レタリング</p>	<p>粘着シート仕上げ以外の広告板の仕上げ方法に関し、次に掲げる 事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ペイント仕上げ法 (2) プラスチック仕上げ法 (3) スクリーンプロセス仕上げ法 (4) 切り抜き文字等の製作及び接着方法</p> <p>広告面のデザイン構成ができること。 広告面のレイアウトができること。 高度なレタリングができること。 塗料の選定、調合及び色合せができること。</p> <p>1 次に掲げる高度な仕上げ作業ができること。</p> <p>(1) 作業原稿の作成 (2) 塗料の調合及び色合せ (3) 塗装等の下地の仕上げ (4) 塗り込み (5) 文字及び図形の描込み</p> <p>2 塗料及び広告物材料の種類の評定ができること。 積算及び見積りができること。</p> <p>広告面のデザイン構成ができること。 広告面のレイアウトができること。 高度なレタリングができること。</p> <p>1 次に掲げる高度な加工及び仕上げ作業ができること。</p> <p>(1) 作業原稿の作成 (2) 切 断 (3) 切抜き (4) 曲 げ (5) バリ取り (6) 研 磨 (7) 接 着 (8) 組立て</p> <p>2 プラスチック材及び広告物材料の種類の評定ができること。 積算及び見積りができること。</p> <p>広告面のデザイン構成ができること。 広告面のレイアウトができること。 高度なレタリングができること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>広告面の粘着シート仕上げ</p> <p>積算及び見積り</p>	<p>1 次に掲げる高度な加工及び仕上げ作業ができること。</p> <p>(1) 作業原稿の作成 (2) カッティング</p> <p>(3) 地貼り (4) 文字及び図形の転着</p> <p>(5) 立体面への貼込み (6) シートのはがし方</p> <p>2 粘着シート材及び広告物材料の種類が判定ができること 積算及び見積りができること。</p>

2 2級広告美術仕上げ技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

広告美術仕上げの職種における中級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表2の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表2の右欄のとおりである。

表2

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 施工法一般</p> <p> 広告物の種類及び構造</p> <p> 広告物の製作方法</p> <p> 広告物の製作図の作成方法</p> <p> 広告物の取付け方法</p> <p> 広告物の安全に関する力学の基礎</p>	<p> 広告物の種類及び構造について一般的な知識を有すること。</p> <p> 広告物の製作方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 広告構造物の製作方法 (2) 広告物板面の製作方法</p> <p> (3) 広告物の素地の製作に使用する機械及び工具の種類、用途及び使用方法</p> <p> 広告物の製作図に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 広告物の設計図の読み方</p> <p> (2) 広告物の見取図及び製作図の作成方法</p> <p> 広告物の取付け方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p> (1) 広告物の種類別取付け方法</p> <p> (2) 工作物の基礎の構造及び形態</p> <p> (3) 建造物の構造及び形態</p> <p> (4) 広告物の取付けに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p> (5) 仮設設備の種類、用途及び使用方法</p> <p> 次に掲げる広告物の安全に関する力学の基礎について概略の知識を有すること。</p> <p> (1) 力の三要素 (2) モーメント</p> <p> (3) 力の合成、分解及びつり合い (4) 外力及び内力</p> <p> (5) 荷 重 (6) 支点及び反力 (7) 応 力</p> <p> (8) 許容応力及び安全率 (9) 重力及び重心</p> <p> (10) 断面係数 (11) 座 屈</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>2 材 料</p> <p>広告板の仕上げに使用する材料の種類、性質及び用途</p> <p>3 デザイン</p> <p>コミュニケーションとデザイン</p> <p>デザインの基礎</p> <p>色 彩</p>	<p>1 次に掲げる広告板の製作に使用する原材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 鉄鋼材 (2) 非鉄金属材 (3) 合 板 (4) 木 材 (5) 布 帛 (6) 紙及びクロス (7) ガラス (8) 照明器材 (9) 発泡樹脂板 (10) 接合材</p> <p>2 次に掲げる広告板の仕上げに使用する材料の種類、性質及び用途について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 油性塗料 (2) 水性塗料 (3) 合成樹脂塗料 (4) 特殊塗料 (5) 溶 剤 (6) 合成樹脂板 (7) 粘着シート (8) 転着用シート (9) 接着剤 (10) 着色剤 (11) 乾燥剤 (12) 研磨材</p> <p>コミュニケーションとデザインに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 生産、情報、環境 (2) コミュニケーション</p> <p>次に掲げるデザインの基礎について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 形態の要素及び知覚 イ 点 ロ 線 ハ 面 ニ 錯 視 ホ 地と図 (2) 視覚の法則 イ 簡潔化 ロ 群 化 (3) 構成の要素 イ プロポーション ロ シンメトリー ハ バランス ニ コントラスト (4) 図の構成 イ 静的及び動的構成 ロ 要素と構成 (5) 立体の構成 イ 立体と平面 ロ 回転体</p> <p>色彩に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 色の基礎 イ 光と色 ロ 三原色 (2) 色の表示法 イ 色の三属性 ロ 色立体 ハ カラーシステム ニ J I S (日本産業規格) と色彩 (3) 色の機能</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>広告デザイン</p> <p>広告景観に関する基礎</p> <p>4 関係法規</p> <p>屋外広告物法関係法令、建築基準法関係法令、道路交通法関係法令、消防法関係</p>	<p>イ 対 比 ロ 同 化</p> <p>(4) 色の効果</p> <p>イ 色と感情 ロ 色と連想 ハ 色と象徴</p> <p>(5) 混 色</p> <p>イ 加法混色 ロ 減法混色 ハ 中間混色</p> <p>ニ 補 色</p> <p>(6) 配色と調和</p> <p>イ 同系配色 ロ 類似配色 ハ 対照配色</p> <p>(7) 色の社会性</p> <p>イ 安全色彩 ロ 都市と色彩</p> <p>広告デザインに関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 文 字</p> <p>イ 字体及び書体 ロ 書体と機能</p> <p>ハ 写真植字及びコンピュータ文字</p> <p>(2) レタリングの技法</p> <p>(3) 標識及びシンボルマークの機能</p> <p>(4) ロゴタイプの機能及び方法</p> <p>(5) イラストレーションの機能及び方法</p> <p>(6) レイアウトの機能及び方法</p> <p>(7) 訴 求</p> <p>イ 訴求力 ロ 訴求効果</p> <p>(8) コンピュータ関連用語</p> <p>次に掲げる広告景観に関する基礎について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 屋外広告と景観</p> <p>イ 美観の保持 ロ 景観形成と広告物</p> <p>(2) 屋外広告のデザイン</p> <p>イ 広告物の大きさ及び色彩 ロ 広告物と文字</p> <p>ハ 環境との調和</p> <p>(3) 屋外広告の機能</p> <p>イ 媒体価値 ロ 屋外広告の効果</p> <p>屋外広告物法関係法令、建築基準法関係法令、道路交通法関係法令、消防法関係法令及び電気用品安全法関係法令のうち、屋外広告物取付け工事に関する部分について概略の知識を有すること。</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>法令及び電気用品安全法関係法令のうち、屋外広告物取付け工事に関する部分</p> <p>5 安全衛生</p> <p>安全衛生に関する詳細な知識</p> <p>6 前各号に掲げる科目のほか、次に掲げる科目のうち、受検者が選択するいずれか一の科目</p> <p>イ 広告板ペイント仕上げ法</p> <p>広告板のペイント仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p>広告板のペイント仕上げ方法</p>	<p>1 広告美術仕上げ作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順 (4) 作業開始時の点検</p> <p>(5) 広告美術仕上げ作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他、広告美術仕上げ作業等に関する安全及び衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（広告美術仕上げに関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる広告板のペイント仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 筆 (2) は け (3) 割付け用具</p> <p>(4) 拡大器 (5) 塗装用機械</p> <p>広告板のペイント仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業原稿の作成 (2) 塗料の選定、調合及び調色</p> <p>(3) 広告物の素地調整</p> <p>(4) 次の塗装法の種類及び特徴</p> <p>イ はけ塗り ロ ローラー塗り ハ 吹付け塗り</p> <p>(5) 次の塗料別塗装の方法</p> <p>イ 油性ペイント塗装 ロ ラッカーエナメル塗装</p> <p>ハ 合成樹脂ペイント塗装</p> <p>ニ 合成樹脂エマルジョンペイント塗装</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>ペイント仕上げ以外の広告板の仕上げ方法</p> <p>ロ 広告板プラスチック仕上げ法</p> <p>広告板のプラスチック仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p>広告板のプラスチック仕上げ方法</p> <p>プラスチック仕上げ以外の広告板の仕上げ方法</p> <p>ハ 広告板粘着シート仕上げ法</p> <p>広告板の粘着シート仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p>広告板の粘着シート仕上げ方法</p> <p>粘着シート仕上げ以外の広告板の仕上げ方法</p>	<p>ペイント仕上げ以外の広告板の仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) プラスチック仕上げ法 (2) スクリーンプロセス仕上げ法 (3) 粘着シート仕上げ法 (4) 切抜き文字等の製作及び接着方法</p> <p>次に掲げる広告板のプラスチック仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 割付け用具 (2) 拡大器 (3) 切断器 (4) 加熱器具 (5) 接着用具 (6) 研磨機</p> <p>広告板のプラスチック仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業原稿の作成 (2) 切断 (3) 切抜き (4) 曲げ加工 (5) 熱加工 (6) バリ取り (7) 研磨 (8) 接着 (9) 組立て (10) エッチング</p> <p>プラスチック仕上げ以外の広告板の仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ペイント仕上げ法 (2) スクリーンプロセス仕上げ法 (3) 粘着シート仕上げ法 (4) プラスチック以外の切抜き文字等の製作及び接着方法</p> <p>次に掲げる広告板の粘着シート仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ライトテーブル (2) カッティングナイフ (3) カッティングマシン (4) プリンター (5) 割付け用具 (6) 拡大器 (7) 粘着シート用圧着用具 (8) スクレーパー (9) 噴霧器</p> <p>広告板の粘着シート仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業原稿の作成 (2) カッティング (3) 文字及び図形の転着 (4) 地貼り (5) 立体面への貼り込み (6) シートのはがし方、撤去の方法</p> <p>粘着シート仕上げ以外の広告板の仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) ペイント仕上げ法 (2) プラスチック仕上げ法</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>実 技 試 験</p> <p>次の各号に掲げる科目のうち、 受検者が選択するいずれかの科 目</p> <p>1 広告面ペイント仕上げ作業 広告面のデザイン構成 広告面のレイアウト レタリング 調 色 広告面のペイント仕上げ</p> <p>2 広告面プラスチック仕上げ作 業 広告面のデザイン構成 広告面のレイアウト レタリング 広告面のプラスチック仕上 げ</p> <p>3 広告面粘着シート仕上げ作業 広告面のデザイン構成 広告面のレイアウト レタリング 広告面の粘着シート仕上げ</p>	<p>(3) スクリーンプロセス仕上げ法 (4) 切り抜き文字等の製作及び接着方法</p> <p>広告面のデザイン構成ができること。 広告面のレイアウトができること。 レタリングができること。 塗料の選定、調合及び色合せができること。 次に掲げる仕上げ作業ができること。 (1) 作業原稿の作成 (2) 塗料の調合及び色合せ (3) 塗装等の下地の仕上げ (4) 塗り込み (5) 文字及び図形の描込み</p> <p>広告面のデザイン構成ができること。 広告面のレイアウトができること。 レタリングができること。 次に掲げる加工及び仕上げ作業ができること。 (1) 作業原稿の作成 (2) 切 断 (3) 切抜き (4) 曲 げ (5) バリ取り (6) 研 磨 (7) 接 着 (8) 組立て</p> <p>広告面のデザイン構成ができること。 広告面のレイアウトができること。 レタリングができること。 次に掲げる加工及び仕上げ作業ができること。 (1) 作業原稿の作成 (2) カッティング (3) 地貼り (4) 文字及び図形の転着 (5) 立体面への貼込み (6) シートのはがし方</p>

3 3級広告美術仕上げ技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目

(1) 技能検定試験の合格に必要な技能及びこれに関する知識の程度

広告美術仕上げの職種における初級の技能者が通常有すべき技能及びこれに関する知識の程度を基準とする。

(2) 試験科目及びその範囲

表3の左欄のとおりである。

(3) 試験科目及びその範囲の細目

表3の右欄のとおりである。

表3

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>学 科 試 験</p> <p>1 施工法一般</p> <p> 広告物の種類及び構造</p> <p> 広告物の製作方法</p> <p> 広告物の製作図の作成方法</p> <p> 広告物の取付け方法</p> <p>2 材 料</p> <p> 広告板の仕上げに使用する材料の種類、性質及び用途</p>	<p> 広告物の種類及び構造について概略の知識を有すること。</p> <p> 広告物の製作方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p> (1) 広告構造物の製作方法 (2) 広告物板面の製作方法</p> <p> (3) 広告物の素地の製作に使用する機械及び工具の種類、用途及び使用方法</p> <p> 広告物の製作図に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p> (1) 広告物の設計図の読み方</p> <p> (2) 広告物の見取図及び製作図の作成方法</p> <p> 広告物の取付け方法に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p> (1) 広告物の種類別取付け方法</p> <p> (2) 工作物の基礎の構造及び形態</p> <p> (3) 建造物の構造及び形態</p> <p> (4) 広告物の取付けに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p> (5) 仮設設備の種類、用途及び使用方法</p> <p>1 次に掲げる広告板の製作に使用する原材料の種類、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p> (1) 鉄鋼材 (2) 非鉄金属材 (3) 合 板</p> <p> (4) 木 材 (5) 布 帛 (6) 紙及びクロス</p> <p> (7) ガラス (8) 照明器材 (9) 発泡樹脂板</p> <p> (10) 接合材</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>3 デザイン</p> <p>コミュニケーションとデザイン</p> <p>デザインの基礎</p> <p>色 彩</p>	<p>2 次に掲げる広告板の仕上げに使用する材料の種類、性質及び用途について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 油性塗料 (2) 水性塗料 (3) 合成樹脂塗料 (4) 特殊塗料 (5) 溶 剤 (6) 合成樹脂板 (7) 粘着シート (8) 転着用シート (9) 接着剤 (10) 着色剤 (11) 乾燥剤 (12) 研磨材</p> <p>コミュニケーションとデザインに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 生産、情報、環境 (2) コミュニケーション</p> <p>次に掲げるデザインの基礎について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 形態の要素及び知覚 イ 点 ロ 線 ハ 面 ニ 錯 視 ホ 地と図</p> <p>(2) 視覚の法則 イ 簡潔化 ロ 群 化</p> <p>(3) 構成の要素 イ プロポーション ロ シンメトリー ハ バランス ニ コントラスト</p> <p>(4) 図の構成 イ 静的及び動的構成 ロ 要素と構成</p> <p>(5) 立体の構成 イ 立体と平面 ロ 回転体</p> <p>色彩に関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 色の基礎 イ 光と色 ロ 三原色</p> <p>(2) 色の表示法 イ 色の三属性 ロ 色立体 ハ カラーシステム ニ J I S(日本産業規格)と色彩</p> <p>(3) 色の機能 イ 対 比 ロ 同 化</p> <p>(4) 色の効果 イ 色と感情 ロ 色と連想 ハ 色と象徴</p> <p>(5) 混 色 イ 加法混色 ロ 減法混色 ハ 中間混色 ニ 補 色</p> <p>(6) 配色と調和 イ 同系配色 ロ 類似配色 ハ 対照配色</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>広告デザイン</p> <p>広告景観に関する基礎</p> <p>4 関係法規 屋外広告物法関係法令のうち、屋外広告物取付け工事に関する部分</p> <p>5 安全衛生 安全衛生に関する詳細な知識</p>	<p>(7) 色の社会性 イ 安全色彩 ロ 都市と色彩</p> <p>広告デザインに関し、次に掲げる事項について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 文 字 イ 字体及び書体 ロ 書体と機能 ハ 写真植字及びコンピュータ文字</p> <p>(2) レタリングの技法</p> <p>(3) 標識及びシンボルマークの機能</p> <p>(4) ロゴタイプの機能及び方法</p> <p>(5) イラストレーションの機能及び方法</p> <p>(6) レイアウトの機能及び方法</p> <p>(7) 訴 求 イ 訴求力 ロ 訴求効果</p> <p>(8) コンピュータ関連用語</p> <p>次に掲げる広告景観に関する基礎について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) 屋外広告と景観 イ 美観の保持 ロ 景観形成と広告物</p> <p>(2) 屋外広告のデザイン イ 広告物の大きさ及び色彩 ロ 広告物と文字 ハ 環境との調和</p> <p>(3) 屋外広告の機能 イ 媒体価値 ロ 屋外広告の効果</p> <p>屋外広告物法関係法令のうち、屋外広告物取付け工事に関する部分について概略の知識を有すること。</p> <p>1 広告美術仕上げ作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について詳細な知識を有すること。</p> <p>(1) 機械、器工具、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法</p> <p>(2) 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及び取扱い方法</p> <p>(3) 作業手順</p> <p>(4) 作業開始時の点検</p>

試験科目及びその範囲	試験科目及びその範囲の細目
<p>6 広告板粘着シート仕上げ法</p> <p>広告板の粘着シート仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法</p> <p>広告板の粘着シート仕上げ方法</p> <p>実 技 試 験</p> <p>広告面粘着シート仕上げ作業</p> <p>広告面のデザイン構成</p> <p>広告面のレイアウト</p> <p>レタリング</p> <p>広告面の粘着シート仕上げ</p>	<p>(5) 広告美術仕上げ作業に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防</p> <p>(6) 整理整頓及び清潔の保持</p> <p>(7) 事故時等における応急措置及び退避</p> <p>(8) その他、広告美術仕上げ作業等に関する安全及び衛生のために必要な事項</p> <p>2 労働安全衛生法関係法令（広告美術仕上げに関する部分に限る。）について詳細な知識を有すること。</p> <p>次に掲げる広告板の粘着シート仕上げに使用する機械及び器工具の種類、用途及び使用方法について概略の知識を有すること。</p> <p>(1) ライトテーブル (2) カuttingナイフ</p> <p>(3) カuttingマシン (4) プリンター</p> <p>(5) 割付け用具 (6) 拡大器</p> <p>(7) 粘着シート用圧着用具 (8) スクレーパー</p> <p>(9) 噴霧器</p> <p>広告板の粘着シート仕上げ方法に関し、次に掲げる事項について一般的な知識を有すること。</p> <p>(1) 作業原稿の作成 (2) カutting</p> <p>(3) 文字及び図形の転着 (4) 地貼り</p> <p>(5) 立体面への貼り込み</p> <p>(6) シートのはがし方、撤去の方法</p> <p>広告面のデザイン構成ができること。</p> <p>広告面のレイアウトができること。</p> <p>レタリングができること。</p> <p>次に掲げる加工及び仕上げ作業ができること。</p> <p>(1) 作業原稿の作成 (2) カutting</p> <p>(3) 地貼り (4) 文字及び図形の転着</p> <p>(5) シートのはがし方</p>